

## 第 3 章

# 統計諸表

# 第1表 取扱開始事件数の推移

昭和21.3～令和5.12

(単位:件)

年次	調 整 事 件					不当労働 行為事件
	集 団 的 労 使 紛 争				個 別 労 使 紛 争	
	あつせん	調 停	仲 裁	合 計	あつせん	
昭和21年 ～30年	93	16		109	/	36
31年 ～40年	109	1		110		50
41年 ～50年	183			183		803
51年 ～60年	79			79		1,043
61年 ～平成7年	31	8		39		124
8年 ～17年	51			51	10	9
18年 ～27年	42			42	18	5
28年 ～令和2年	6			6	20	1
3年	1			1	2	
4年	1			1	3	
5年					9	
合 計	596	25		621	62	2,071

## 第2表 調整事件数(手続事由別)

昭和21.3～令和5.12

(単位:件)

手続事由	昭和 21年 30年	31年 40年	41年 50年	51年 60年	61年 平成 7年	8年 17年	18年 27年	28年 令和 2年	3年	4年	5年	合計
双方申請	(5) 6	1	2	1	2							(5) 12
労側申請	(9) 101	97	138	60	35	50	41	4	1	1		(17) 528
使側申請	(2) 2	11	41	17	1	1	1	2				(2) 76
知事請求		(1) 1										(1) 1
職権開始			2	1	1							4
合計	(16) 109	(1) 110	183	79	(8) 39	51	42	6	1	1		(25) 621

- (注) 1 ( )内は調停に係る事件数を再掲した。なお、仲裁の事例はない。  
2 複数年にまたがって係属した事件については、係属した年次に計上した。

## 第3表 調整事件数(終結事由別)

昭和21.3～令和5.12

(単位:件)

終結事由	昭和 21年 30年	31年 40年	41年 50年	51年 60年	61年 平成 7年	8年 17年	18年 27年	28年 令和 2年	3年	4年	5年	合計
不開始				2	5	4						11
取下げ (調整前)	(3) 10	4	4	7	1	2	3	1				(3) 32
解決	(10) 79	72	112	42	19	29	14	2		2		(13) 371
不調	(2) 2	(1) 1			(2) 2							(5) 5
打切り	13	29	52	23	(2) 9	15	23	4				(2) 168
取下げ (調整後)	(1) 5	4	15	5	(1) 3	1	1					(2) 34
合計	(16) 109	(1) 110	183	79	(8) 39	51	41	7		2		(25) 621
翌年繰越							1		1			

- (注) 1 ( )内は調停に係る事件数を再掲した。なお、仲裁の事例はない。  
2 複数年にまたがって係属した事件については、終結した年次に計上した。

第4表 調整事件数(産業別)

昭和21.3～令和5.12

産業		年	昭和 21年 30年	31年 40年	41年 50年	51年 60年	61年 平成 7年	8年 17年	18年 27年	28年 令和 2年	3年	4年	5年	合計
業	金 属		1	5	1									7
	石 炭	(1)	10	2	8									(1) 20
	そ の 他	(4)	16	4	1		4							(4) 25
建 設 業				6	2	6			1		1			16
業	食 料 品			2	4	2		1	1					10
	織 維 工 業 品		11	15	31	1		2						60
	木 材 製 品		14	10	4	1								29
	出 版 刷 刷			1	2			1						4
	化 学	(5)	12	4										(5) 16
	窯 土 石 製 品		8	3	4									15
	金 属 器 器	(2)	22	16	23	8	3	3	1					(2) 76
	そ の 他	(1)	4	1	8	4		3	2					(1) 22
電 気 ・ ガ ス ・ 道 道 業 業		1	1	3	2								7	
運 輸 ・ 信 信 業 業	(2)	2	10	27	37	3	5	4	1				(2) 89	
卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店 店			11	28			6	7	1				53	
金 融 ・ 保 險 業 業		1	5	8	1			1					16	
不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業 業								1					1	
サ ー ビ ス 業 業	(1)	6	8	22	13	10	21	5	2			1	(1) 88	
医 療 ・ 福 祉 社 社			(1) 6	6	6	2	(8) 16	5	7	1			(9) 43	
教 育 ・ 学 習 支 援 業 業								5	1				6	
公 務 務		1		1	2	3	4	7					18	
合 計 計		(16) 109	(1) 110	183	79	(8) 39	51	42	6	1	1		(25) 621	

(注) 1 ( )内は調停に係る事件数を再掲した。なお、仲裁の事例はない。

2 複数年にまたがって係属した事件については、係属した年次に計上した。

第5表 調整事件数(調整事項別)

昭和21.3～令和5.12

(単位:件)

調整事項	昭和 21年 3月 30年	31年 3月 40年	41年 3月 50年	51年 3月 60年	61年 3月 平成 7年	8年 3月 17年	18年 3月 27年	28年 3月 令和 2年	3年	4年	5年	合計
組合承認 組合活動	12	1	15	5	1	1						35
協約締結 全面改定	(2) 9	6	3			1	1	1				(2) 21
協約効力・解釈	(1) 2	3	1		2	1	2	2				(1) 13
賃 金 等	賃金増額	(5) 25	(1) 48	59	26	(6) 16	2					(12) 176
	一時金	(1) 8	(1) 25	42	17	(1) 7	3	3		1		(3) 106
	諸手当	(4) 6	16	10	1		4			1		(4) 38
	その他賃金 に関するもの	(2) 9	23	14	10	1	2	3				(2) 62
	退職一時金 年金	10	8	24	1	1	9	2		1		56
	解雇手当 休業手当	2	2	1	2		6	5	1			19
給 与 以 外 の 労 働 条 件	労働時間	1	7	17								25
	休日・休暇	2	1	13	2		2	1	1	1		23
	作業方法の 変更											
	定年制			2								2
	その他		1	3	2			2				8
経 営 又 は 人 事	事業廃止 縮小	13	6	4	1		2					26
	合併 営業譲渡											
人 事	人員整理	(3) 7		2			1	1				(3) 11
	配置転換			3		4	3	3				13
	解雇	(2) 24	12	7	5	1	7	16	2	1		(2) 75
	その他	2	2	3	7	1	3					18
福利厚生			9	1		1						11
団交促進	5	16	47	20	13	23	15	2				141
事前協議制					2							2
その他	(2) 35	65	18	4		1	4	2	1	1		(2) 131
合計	(22) 172	(2) 242	297	104	(7) 49	72	58	11	2	5		(31) 1,012

(注) 1 ( )内は調停に係る事件数を再掲した。なお、仲裁の事例はない。

2 複数年にまたがって係属した事件については、係属した年次に計上した。

3 調整事項が複数の事件については、それぞれの欄に掲げた。

## 第6表 個別労働関係紛争のあっせん事件数

(終結事由別件数 平成13.10～令和5.12)

(単位:件)

終 結 事 由	13年 17年	18年 27年	28年 令和2年	3年	4年	5年	合計
解 決	2	3	6	1	2	7	21
打 切	3	9	11		1	1	25
取 下	2	2	2			1	7
不 開 始	3	4		1		1	9
合 計	10	18	19	2	3	10	62

(注) 複数年にまたがって係属した事件については、終結した年次に計上した。

(あっせん事項別件数 平成13.10～令和5.12)

(単位:件)

あ っ せ ん 事 項	13年 17年	18年 27年	28年 令和2年	3年	4年	5年	合計
経営又は人事	5	11	5	1	2	10	34
解雇	2	5	4			4	15
配置転換、出向・転籍		2	1		1	1	5
復職	1	1					2
懲戒処分		1			1	3	5
退職	2	1		1			4
勤務延長、再雇用							
その他経営又は人事		1				2	3
賃金等	4	4	9		3	3	23
賃金未払い	1		6			3	10
賃金増額							
賃金減額		1	2				3
一時金					1		1
退職一時金	1	1	1				3
解雇手当	2						2
休業手当							
諸手当		2			2		4
その他賃金							
年金(企業年金・厚生年金等)							
労働条件等		2	4	1		1	8
労働契約			1				1
労働時間		1	1				2
休日・休暇			1				1
年次有給休暇			1	1			2
育児休業・介護休業							
時間外労働							
安全・衛生							
福利厚生制度							
社会保険							
労働保険						1	1
その他の労働条件等		1					1
職場の人間関係		3	6	1	2		12
セクハラ							
パワハラ・嫌がらせ		3	6	1	2		12
その他	1	2	1	1		2	7
その他	1	2	1	1		2	7
合 計	10	22	25	4	7	16	84

(注) 1 個別労働関係紛争のあっせんは平成13年10月1日より開始。

2 あっせん事項が複数の事件については、それぞれの欄に掲げた。

3 複数年にまたがって係属した事件については、係属した年次に計上した。

第7表 不当労働行為救済申立事件の審査状況

昭和21.3～令和5.12

(単位:件)

項目	年	昭和21年	31年	41年	51年	61年	8年	18年	28年	3年	4年	5年	合計
		30年	40年	50年	60年	平成7年	17年	27年	令和2年				
前年からの繰越										1	1		
新規申立数		36	50	803	1,043	124	9	5	1				2,071
法第7条該当号 (注2)	1	23	8	10	3								44
	2	1	7	8	3	1		3					23
	3	2	4	6	1	3	1	1					18
	4			1									1
	1・2		2			1							3
	1・3	7	21	769	1,030	115	1	1	1				1,945
	1・4												
	1・2・3	2	4	4	4	3	4						21
	1・2・3・4				1								1
	1・2・4						1						1
	1・3・4												
	2・3	1	4	4	1	1	2						13
3・4			1									1	
申立人	組合	26	48	45	14	11	9	5	1				159
	個人	9	2	758	1,029	110							1,908
	組合+個人	1				3							4
最終状況 (注3)	救済			1			1						2
	処罰請求	4											4
	一部救済	1	5	12		4	1		1				24
	棄却	4	1	1	3								9
	却下	1			[1]	7							8
	和解・取下	26	42	779	698	466	8	4			1		2,024
所要日数	最長							167	1,306		640		
	最短							48	1,306		640		
	平均							108	1,306		640		
翌年へ繰越し								1	1				

(注1)[ ]書きは、申立人が2組合で、その内1組合について却下したものである。

(注2)右欄の数字は、以下のことを示している。

1:1号該当(組合活動への参加を理由とするなどにより、不利益な取扱いをすること。)

2:2号該当(団体交渉をすることを、正当な理由がなくて拒むこと。)

3:3号該当(組合の運営に支配介入することや経理上の援助をすること。)

4:4号該当(労働委員会に申立てたことなどを理由に、報復的な措置をすること。)

(注3)昭和22年・23年に旧労働組合法の規定に基づき行った。

第8表 不当労働行為救済申立事件数(産業別)

昭和21.3～令和5.12

(単位:件)

年		昭和 21年 30年	31年 40年	41年 50年	51年 60年	61年 70年 平成 7年	8年 17年	18年 27年	28年 令和 2年	3年	4年	5年	合計
産業													
鉱業	金属	1	3										4
	石炭	3											3
	その他	2	5	1									8
建設業				1	2								3
製造業	食料品		3				1						4
	繊維工業 繊維製品	5	3	1									9
	木材 木製品	4	3										7
	出版 印刷	3											3
	化学	2	5										7
	窯業 土石製品			1									1
	金属 機器	9	11	22	7	1							50
	その他	2											
電気・ガス・ 水道業				3									3
運輸・通信業		2	5	6	8	2	1						24
卸売・小売業・ 飲食店			6	6				1					13
金融・保険業				1	1			1					3
サービス業		3	3	1		3	5						15
医療・福祉			3	2		5	1						11
教育・学習 支援業								1	1				2
公務				756	1,025	113	1	2					1,897
分類不能				2									2
合計		36	50	803	1,043	124	9	5	1				2,071

(注) 昭和24年6月の労組法改正前には旧労組法第11条(処罰請求)の申立があった。



第9表 不当労働行為救済申立事件係属数の推移

昭和21.3～令和5.12

(単位:件)

年次	係属事件数			年次	係属事件数		
	新規申立	前年からの繰越	合計		新規申立	前年からの繰越	合計
昭和21年～25年	24		24	平成6年		1	1
26年～30年	12		12	7年	1		1
31年～35年	29		29	8年		1	1
36年～40年	21	5	26	9年	1	1	2
41年	2	2	4	10年			0
42年	2	1	3	11年	2		2
43年	2	1	3	12年	1	1	2
44年	109	2	111	13年	1	1	2
45年	649	105	754	14年	2		2
46年	9	580	589	15年	2	2	4
47年	2	560	562	16年		3	3
48年	10	2	12	17年			0
49年	6	3	9	18年			0
50年	12	7	19	19年	1		1
51年	1	12	13	20年	1	1	2
52年	3	12	15	21年			0
53年	1	1	2	22年			0
54年	1		1	23年			0
55年	5		5	24年			0
56年	2	4	6	25年	2		2
57年	4	5	9	26年		1	1
58年	793	1	794	27年	1		1
59年	128	794	922	28年		1	1
60年	105	917	1,022	29年		1	1
61年	110	354	464	30年		1	1
62年	3	319	322	31年・令和元年		1	1
63年	5	321	326	2年	1		1
平成元年	2	325	327	3年		1	1
2年	1	325	326	4年		1	1
3年	1	324	325	5年			0
4年		252	252	合計	2,071	-	-
5年	1		1				

# 第10表 労働組合の資格審査状況

昭和24.6～令和5.12

(単位:件)

年	申請事由	法人登記のため	不当労働行為の救済	労働者委員候補者	総会において特別に	調整申請のため	合計	状況					
								適 合	不適 合	取り下げ又は打切り	合計	うち 補正 勧告 したもの	次に 繰 越
昭和24年～30年		45	7	453	8	17	530	511	5	14	530	199	
31年～40年		81	48	462	15		606	531		72	603	167	3
41年～50年		26	46	244	8		324	272		51	323	100	4
51年～60年		12	17	114	5		148	70	2	80	152	1	
61年～平成7年		1	21	17	1		40	26		13	39		1
8年～17年			9	10			19	13		7	20	1	
18年～27年			7	12			19	12		6	18		1
28年～令和2年			1	2			3	3			3		1
3年				2			2	2			2		1
4年									1		1		
5年				2			2	2			2		
合計		165	156	1,318	37	17	1,693	1,442	7	244	1,693	468	-

※ 職安法による労働者供給事業許可申請のため等